

在宅介護支援センターだより

こんなことを支援しています

町では、在宅生活で援助が必要な高齢者や家族の皆さんからの在宅介護相談や、必要な在宅福祉サービスの窓口として羽幌町在宅介護支援センターを、市街・離島地区それぞれに設置しています。また、町民の皆さんが気軽に相談できる場所として「まちかど相談所」(さくら薬局)を開設しています。在宅介護・保健福祉に関する相談がありましたら、在宅介護支援センターを気軽にご利用下さい。

■羽幌町在宅介護支援センター

- 市街地区（すこやか健康センター内） ☎ 01646 - 2-6020
- 天売地区（天売高齢者支援センター内） ☎ 01648 - 3-9800
- 焼尻地区（焼尻高齢者支援センター内） ☎ 01648 - 2-9500

■まちかど相談所（さくら薬局） ☎ 01646 - 2-5555



○羽幌町で提供している在宅サービス

羽幌町では、『日常生活に支障があり不安を感じている』高齢者などの方を対象に、安心した生活をあぐるために支援をする在宅サービスを提供しています。

サービスの内容などについては、次のとおりとなっておりますが、サービス利用の申し込みや利用できる要件など、詳細については在宅介護支援センターへお問い合わせください。

高齢者の生活を支援する 在宅サービスの提供

給食サービス

■サービスの内容・利用料

- 希望にあわせ、週1〜3回
(月・水・金) 夕食を配達します。
- 1食 300円

布団乾燥サービス

■サービスの内容・利用料

家庭を訪問し、専用車による寝具の洗濯・乾燥・消毒を行います。

- 年1回 1,500円

除雪サービス

■サービスの内容

冬期間、除排雪の労力等の確保が困難な人に対して、日常生活の維持、火災時など脱出路の確保及び家屋の破損等を防止し、安心して在宅生活ができるよう、次のとおり除雪の支援を行います。

①降雪量が15cm以上の場合、玄関前の除雪をします。

②窓下の除雪は日常生活上、除雪が必要とされる場合。

※屋根へ上がったの雪下ろしは行いません。

介護用品の支給

■サービスの内容

要介護3～5の認定を受けている方を在宅で介護している家族へ、日常使用している介護用品を支給しています。

■支給する介護用品

紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシヤンプー

※認定を受けている要介護度や課税状況などで、支給方法や支給限度額が変わります。

家族介護慰労金の支給

■サービスの内容

要介護4～5の認定を受けている方を在宅で介護している家族へ、慰労金を支給しています。(施設や病院へ入院されている方は除きます。)

■支給要件

介護保険のサービスを過去1年間受けていない、住民税非課税世帯の方。

●支給額 100,000円

緊急通報装置の設置

■サービスの内容

発作などを起こす病気などにより日常生活に不安がある方を対象に、緊急時に簡単に助けを呼ぶことができる、電話機型緊急通報装置を設置します。

●利用料金

- ・機器の設置及び撤去に要する経費は羽幌町が負担します。
- ・機器の移設・破損修理に要する経費については利用者の負担となります。
- ・一般の電話回線に機器を取り付けますので、通話料についてはこれまでどおり利用者の負担となります。



ホームヘルパーの訪問介護サービス

介護保険認定者以外の方で、日常の生活動作等に支障がある方に対してホームヘルパーを派遣し、日常の家事などのお手伝いをします。

●利用時間・利用料

週2時間以内 1回 72円
※利用料については利用時間数や課税状況などにより変わります。また、平成15年7月1日より利用料を改定する予定です。

ショートステイ

羽幌町立特別養護老人ホームしあわせ荘に短期間の宿泊をし、生活習慣の指導や、体の調子を整えるなどの支援を受けることができます。

●利用期間・利用料

1回につき 7日間以内
1日 1,589円

デイサービス

市街地区は羽幌いきいきデイサービスセンター、離島地区は高齢者支援センターにおいて、他の利用者の方と一緒にゲーム、昼食、入浴などができ、楽しい時間を過ごすことができます。

●利用回数・利用料

【市街地区】
週1回まで 1回 424円
※利用料については課税状況などにより変動します。

【離島地区】
週2回まで 1回 350円

